

廃棄物処理業務仕様書

本業務は、吹田市立岸部市民センター、吹田市立豊一市民センター、吹田市立千里丘市民センター及び吹田市立山田ふれあい文化センター(以下、「センター」という。)から排出される廃棄物を適正に処理することを目的とする。

- 1 対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物、資源化物の処分方法は次のとおりとする。

種類	処理方法
一般廃棄物	資源循環エネルギーセンターへ自己搬入するか、一般廃棄物処理業の許可を有する業者へ処理委託すること。
産業廃棄物	産業廃棄物処理の許可を有する業者へ処理委託すること。
資源化物	再資源化に努めること。

- 2 ごみの収集場所及びその周囲の清潔保持に努めること。
- 3 ごみの処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第三条に基づき、適正に処理すること。